

臨港地区内の分区の指定について

- 臨港地区内での建物などの用途は、都市計画法による工業地域・工業専用地域などの規制とともに、港湾法に基づく分区指定と「釧路港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」により建築物その他の構築物の規制がなされています。
また、既にある建築物などについても、その用途によって増改築や用途変更などについて規制されることがあります。
 - **臨港地区**とは、港湾における様々な活動の円滑化や港湾機能を確保し、港湾の適正な管理・運営を行うために必要な陸域です。現在、釧路港は都市計画法により 349.8ha が指定されています。
 - **分区**とは、臨港地区内の土地利用を目的別に整理・区分し、港湾施設の有効利用を図る必要から建築物その他の構築物の用途規制を行うことを目的として指定したものです。(裏面 参照)

【注意事項】

1. 臨港地区内で建設設計画等がある場合には、港湾工事等との調整等がありますので事前協議が必要な場合があります。
 2. 条例で規制されるのはあくまで用途に関することです。建ぺい率・容積率は従来どおり都市計画法や建築基準法の適用を受けます。また、建築確認申請は従来どおり建築主事への申請となります。
 3. 市長の特別の許可が必要な場合は申請、許可の手続きが必要になります。
 4. 市長の指定する事業については、規則で定めますのでご確認またはお問い合わせください。

【問合せ先】

釧路市水産港湾空港部港湾空港課
(TEL 0154-53-3371)

分区指定内許容構築物(各分区では下の表の○印以外のものが規制されます。)